



- トピックス
- I. インド総選挙 - インド人民党(BJP)の圧勝と新政権の誕生  
~今後の重要法案と政策
  - II. アジア現地パートナーとの紛争解決  
- インド、インドネシアでの経験を踏まえて -
  - III. インドネシア投資規制 新ネガティブリストの施行

2014年  
6月号

## インド総選挙 - インド人民党(BJP)の圧勝と新政権の誕生~今後の重要法案と政策 執筆者:久保光太郎、桑形直邦、今泉勇

インドの総選挙(下院選)が終わり、インドにおいて10年ぶりの新政権が誕生しました。総選挙ではインド人民党(BJP)が単独過半数の議席を獲得し、同党党首ナレンドラ・モディ氏が第18代首相に就任しました。

本稿では、総選挙の結果を概観し、今後見込まれる重要法案と期待されているFDI(海外直接投資)ポリシーの緩和について解説します<sup>1</sup>。

### 1. インドの総選挙の結果について

当初、変革を求める世論を背景にインド人民党(BJP)が有力と見られつつも、同党が単独過半数を獲得することは難しいと見込まれ、連立政権により過半数を確保できるとの見方が大勢でした。そのため、仮に同党が与党になったとしても、連立政党間の妥協のため、思い切った改革は難しいのではないかとされていました。

しかし、インド人民党(BJP)が単独で下院の過半数を獲得しました。

この結果、インド人民党(BJP)がマニフェストで掲げていた諸政策の実現可能性が高まったといえます。現地メディアは新政権の誕生を「新時代の幕開け」と取り上げ、現地の人々からも「(こうした大勝は)インド独立以来初めてだ。」「我々は強いリーダーを得た。」といった声が聞かれるなど、インドの経済成長その他の変革に向けた迅速な施策の実行に期待が寄せられています<sup>2</sup>。

### 2. 新政権下で見込まれる重要法案

マンモハン・シン前首相の政権下で策定されつつも未成立となっている法案のうち、日系企業にとっても影響があると思われ

<sup>1</sup> 本稿の記載は、現時点で把握できる法案に基づくものであり、今後法案が改訂又は再度策定の上、提出される可能性もあり、新政権が実際に見直すかどうか、その時期については今後の状況に応じて変わらうという点にご留意下さい。また、FDIポリシーもあくまで現時点での議論の状況に基づく見通しを示すもので、最終的には政府の決定に応じて変化が生じる点にご留意下さい。

<sup>2</sup> もっとも、州単位では従前の与党が引き続き基盤をもっているケースもあり州政府レベルで動向が異なる可能性もあります。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

る重要な法案を以下で簡単に紹介します。その他、新政権では、複雑な労働法制や税体系の見直しについても期待が寄せられています。

(1) The Prevention of Corruption (Amendment) Bill, 2013 (2013 年改正汚職防止法案)

現行法で収賄の教唆・幫助(abetment)として規定されているにとどまる贈賄罪を正面から規定し、これまで主に問題となってきた企業による賄賂、役員に対する罰則を導入しつつ、贈賄側の自主申告による免責制度を廃止しようとした法案です。

元々、旧政権における政治の腐敗が国民の不満の一つであったため、新政権でも汚職防止の制度構築に向けて前向きな取り組みがなされるものと期待されます。その場合、日系企業における社内コンプライアンス体制の見直しにも影響が出る可能性があります。

(2) The Competition (Amendment) Bill, 2012 (2012 年改正競争法案)

現行法において禁止されている優越的地位の濫用(第 4 条)において、これまでの事業者又は事業者グループの概念に加えて、複数事業者の共同行為による優越的地位の濫用を禁止対象に含めようとしたものです。

優越的地位の濫用については、近時でも地場大手不動産開発会社が競争法委員会により 63 億ルピー(1 ルピー=1.7 円換算で 107.1 億円)の罰金を課され、競争法控訴審判所でもその判断が支持される等、当局が厳しい姿勢で執行を行っており注意が必要です。

(3) The Land Titling Bill, 2011(2011 年土地所有権法案)

インドの不動産には登録制度がありますが、不動産取引の書類が登録の対象となっており、日本の不動産登記と異なり、不動産の所有権そのものを登録する制度になっていません。また、不動産は州法によっても規制されており、州さらには地域により、登録される書類の種類や体裁、登録所の実務が異なることから、不動産取引の際に、実務上その確認が困難であり、安定性を欠くと批判されています。そこで、不動産登録内容の電子化や不動産所有権の確認を容易にするなど土地登録制度の改革を目指したのが同法案です。

仮に同法案が通過した場合には、土地取得実務の透明性の改善が一定程度期待され、不動産開発を促進することが見込まれます。

(4) 新土地収用法施行規則

2013 年土地収用と生活再建および再定住における公正な補償と手続の透明性に関する法律(The Right to Fair Compensation and Transparency in Land Acquisition, Rehabilitation and Resettlement Act, 2013)(以下「新土地収用法」)は 2014 年 1 月 1 日に施行されています。しかし、インド地方開発省(Ministry of Rural Development)による施行規則案は同年 2 月 20 日に公表されて以降、同年 6 月 10 日時点では確定していない模様です。新政権下では、施行規則が確定し、新土地収用法が実際に運用されることが見込まれます。

### 3. 期待される FDI ポリシーの緩和

インドの経済成長を政策の大きな柱とするモディ政権にとって、海外からの投資の促進は重要施策であるため、FDI ポリシーを通じた海外投資家に対するメッセージをどのように伝えるかは大きな課題であり、国内産業の保護・育成の要請とのバランスが問われます。

(1) 複数ブランド小売業

現行の統合版 FDI ポリシー(2014 年 4 月 17 日)(以下「2014 年 FDI ポリシー」)では 51%までの FDI を許容しつつも、最低投資額や 50%以上を設備インフラに充てなくてはならない等厳しい条件が課されています。

同セクターは、総選挙前後を通じて FDI ポリシーの緩和に向けてもっとも期待が寄せられていたセクターの一つでしたが、ニルマラ・シタラマン商工相が就任直後の談話で、インド人民党(BJP)のマニフェストの方針に則り、外資規制を強化する方針を示しています。

(2) 消費者向け E コマース(電子商取引)

消費者向け電子商取引について 100%の FDI に向けて期待が高まっています。2014 年 FDI ポリシーでは海外の電子商取引会社による消費者への直販を禁じており、海外の事業者には企業間か卸売りの電子商取引しか認めていません(2014 年 FDI ポリシー6.2.16.2)。国内のネット小売市場は成長を続けており、最近では電子商取引大手 Flipkart が衣料品専門のネット通販業者である Mintra を買収し、報道によれば取引規模は約 300 億円でインドの E コマースセクターでは最大規模の M&A となり、両社売上高合計は 15 億米ドルに達すると見込まれています。もっとも、外資開放に対しては小売業界団体からは強い反対を受けることも予想されます。



【クリシュナのバターボール】

(3) 保 険

これまでも議論の俎上には乗っていた保険分野の投資上限を 26%から 49%へ引き上げる件について、議論の対象になることが見込まれます。元々インド人民党(BJP)が、緩和に反対していた経緯がありますが、特に海外投資家からの要請が強い保険分野に対する期待に応えるという形で引き上げに踏み切るのではないかという意見も聞かれます。

既に日系企業が現地保険会社に投資をしており、上限の引き上げに伴い投資割合を増やすことを予定している場合には、新株の引き受けによって行うか、既存の株式を合併相手から買い取るか等スキームの検討が必要になります。



くぼ こうたろう  
久保 光太郎

西村あさひ法律事務所 弁護士  
シンガポール事務所共同代表

[k\\_kubo@jurists.co.jp](mailto:k_kubo@jurists.co.jp)

シンガポール事務所パートナー・共同代表。2007 年から 6 年以上にわたる米国、インド、シンガポールでの実務経験を生かし、現在はシンガポールを拠点として、シンガポール、インド、パキスタン、ラオスを含むアジア新興国案件に携わる。



くわがた なおくに  
桑形 直邦

西村あさひ法律事務所 弁護士

[n\\_kuwagata@jurists.co.jp](mailto:n_kuwagata@jurists.co.jp)

2004 年弁護士登録。事業再生/倒産、紛争処理、M&A、一般企業法務に加え、インドへ進出する日系企業案件を担当。2014 年 3 月からデリーに出勤中。



いまいずみ いさむ  
今 泉 勇

西村あさひ法律事務所 弁護士

[i\\_imaizumi@jurists.co.jp](mailto:i_imaizumi@jurists.co.jp)

2006 年弁護士登録。国内案件における M&A、一般企業法務の経験を生かし、現在は、アジア各地の新興国へ進出・展開する日系企業案件を担当。2012 年 9 月よりインドの Khaitan & Co 法律事務所への出向を経て、現在は東京事務所にて勤務。

## アジア現地パートナーとの紛争解決 - インド、インドネシアでの経験を踏まえて - 執筆者: 久保光太郎、宇野伸太郎、吉本智郎

日本企業のアジア展開が隆盛です。アジアにおけるビジネス展開の形態としては、外資規制などもあり、現地で事業を共にするパートナーを見つけ、場合により双方が共同出資するジョイントベンチャー(JV)を設立したり、代理店を起用して事業を営むことも一般的です。

しかしながら、年月の経過に伴う経営方針や経済情勢の変化により、合併相手、代理店等の現地パートナーとの当初の蜜月関係が徐々に変容し、不幸にして紛争にまで至ることが少なくありません。さらに、アジアという不慣れな舞台では、日本では思いもよらない落とし穴があることがあり、紛争対応をより難しいものとしします。

本稿は、近時の当職らの経験を踏まえ、特にインドとインドネシアにおいて現地パートナーと紛争が生じた時の特徴的傾向について、整理の上ご報告するものです。

### 1. 紛争の特徴

インドやインドネシアにおける法的紛争の特徴として、以下のような点が挙げられます。

#### (1) 裁判の長期化リスク(インド)

紛争が生じた場合、日本人の感覚としては、まず裁判所での解決を念頭に置きます。しかし、インドにおける裁判は、裁判の開始から終結までに長期間を要する点で有名です。3年から5年、長いと10年以上かかることもあります。よって、インドにおける紛争解決手段としては、裁判ではなく、契約上で仲裁合意をすることがお勧めです。

#### (2) 裁判の不公正リスク(インドネシア)

他方、インドネシアの裁判所については、ケースによっては公正性に懸念があります。

昨年10月には、憲法裁判所の裁判長の地位にあった者が、25万米ドル以上の賄賂を収受した容疑で逮捕され、国民の不信を買いました。国は、汚職問題を専門的に取り扱う汚職撲滅委員会(KPK)に強大な権限を付与し、腐敗防止の取り組みを進めています。いまだに汚職が残っているというのが実態のようです。したがって、同国においても、裁判の代わりに契約上の仲裁合意が有力な選択肢となります。

#### (3) 民事紛争の刑事事件化

アジアの紛争の一局面として、相手方が、民事紛争の一部を捉え、なかば強引に詐欺や横領といった被害を警察に申告することがあります。アジアの一部の国では、警察が、被害者と主張する者の申立てを受けて私人間の民事紛争に積極的に介入する傾向があると言われており、海外投資家に対する嫌がらせの常套手段となっているのが現実です。また、インド、タイ、マレーシア等においては、日本と異なり、一般の私人が国家機関に代わって刑事訴追を行う私人刑事訴追という制度もあり、刑事訴追のリスクも高くなっています。

ひとたび刑事事件化すると、日系企業の代表者、場合によっては本社の社長までが警察から呼出しを受けるなどする場合もあり、大変な物理的、心理的な負担となり、レピュテーションの低下も懸念されます。

#### (4) 小 結

以上のようなことから、インドネシアやインド等のアジアでの法的紛争については、シンガポールにおける国際仲裁など、双方が合意する第三国に紛争解決の場を移すことが基本的に望ましいです。ただ一方で、いざ紛争が顕在化すると、上記仲裁合意を無



視した訴訟提起や仲裁手続そのものを争って裁判に持ち込むなど、予想が困難なローカル側の行動や法規制によって思わぬ事態に直面することも多く、仲裁合意をしたとしても必ずしも一筋縄ではいかないのが現実です。

## 2. 紛争の対応策

上記のような紛争の特徴を踏まえ、万一、紛争が生じた場合においては、日系企業としても、あらゆる手段を尽くして対応することが必要になってきます。毅然とした対応を取らぬまま、「礼儀正しく大人しいという日本企業」とのイメージを持たれると、長い目で見て、ビジネス面等での不利益に繋がる可能性もあります。

### (1) 刑事告訴

例えば、相手方の行為が犯罪を構成すると判断できれば、こちらとしても刑事告訴を行うことが選択肢の一つとして考えられます。この点、日本企業としては、アジア現地の警察に相談することには躊躇を覚える場合が多いと思われませんが、実際に犯罪を構成する事実がある場合には、刑事事件化し相手方に圧力を加えることも民事紛争の解決の糸口になる場合もあり得ます。

### (2) 清算、倒産手続の申立て

金銭債権の回収を含む案件であれば、当該金銭債権を訴訟や仲裁において請求するという選択肢のほか、当該相手方企業の清算や破産の申立てををするというのも選択肢になってきます。例えば、インドでは、債権者の立場から、相手方の清算を申し立てることが可能です。申立ての結果、会社を清算することは本意でない相手方が、清算手続の進展を嫌って自ら支払に応じてくることを期待できることがあります。日本ではなじみのない方法で制度の濫用ととられかねない方法ですが、債務者に弁済に向けた圧力を掛ける手法として一般的に利用される選択肢の一つです。

### (3) 紛争解決に望む弁護士の選択

紛争解決にあたっては、どのような弁護士を起用し、使うべきでしょうか。

まず気をつけるべきことは、アジアの一部の国においては、弁護士といえども信頼性は保証されていないということです。自社の潔白性やレピュテーションを守るためにも、依頼者となる企業は事前に当該国における弁護士の情報を出来るだけ集め、「クリーン」な弁護士を選択する必要があります。

また、第三国による仲裁等では、日本、ビジネスの舞台、仲裁地など、それぞれの国の弁護士を起用することも検討に値します。アジアでは国によっては、弁護士の能力にバラつきがあることもあり、複数起用した弁護士を使い分け、機能的に役割を果たさせるべく、紛争管理を行う国(日本企業であれば日本本社が管理することが多いと思われる。)の信頼できる弁護士・法律事務所を、各国の弁護士の監督的な立場に起用することも一案と思われます。



【インドで良く見かけるバナナ売りの屋台】

## 3. 現地パートナーとの関係解消

現地パートナーとの紛争が高じてパートナー関係を解消することになった場面においても、日本には見られない、アジア特有の規制に留意する必要があります。以下、関係解消の場面に関連する規制を2つご紹介します。

### (1) インドにおける株式譲渡価格規制

現地合弁パートナーとの関係解消を考える場合、共同出資した合弁会社をどちらか一方に売却するため、株式の売買を検討す

る必要が生じることがあります。

この点、インドにおいては、インドの外国為替管理法及びその下位通達<sup>3</sup>に基づくガイドラインにより、インド非居住者である日系企業が、共同で運営する合弁会社の株式を現地パートナーから買取り、又は売却しようとする場合、非上場企業株式の買取の場合には当該株式の公正な価値(インド準備銀行(RBI)がカテゴリー1 に分類する商業銀行等により、DCF方式に基づいて算定される必要があります)以上の価格での買取が事実上強制され、また、売却の場合には同株価以下の価格での売却が強制されます<sup>4</sup>。

## (2) インドネシアにおける販売代理店保護規制

他方、インドネシアにおいて、販売代理店である現地パートナーとの関係を解消しようとする場合、販売代理店の保護規制に留意する必要があります。規制による保護の対象とされているのは「代理店」(Agency)又は「販売店」(Distributor)(以下、「代理店等」といいます。)です。具体的な規制として、商業省(Ministry of Trade)における当該契約の登録(STPと呼ばれる登録証明)が求められますし、また販売代理店契約をSTPの有効期限の前に終了させて新たな代理店等と独占的販売代理店関係に入るためには、旧代理店等との間で、「Clean Break」と呼ばれる終局的な示談合意を成立させる必要があります<sup>5</sup>。この「Clean Break」の内容はその規制上必ずしも明確ではありませんが、いずれにしろ、関係解消の場面においては、一方的な解除通知等ではなく、出来るだけ代理店等も納得する内容による関係解消の合意をすることが望ましいといえます。

## 4. 最後に

今後、アジアの紛争は増加傾向にあるものと予想されます。当職らとしても、近時、この分野における日系企業のニーズの高まりを感じており、適切な紛争解決のサポートをご提供できるよう、引き続きノウハウの蓄積に努めて参りたいと思います。



くぼ こうたろう  
久保 光太郎

西村あさひ法律事務所 弁護士  
シンガポール事務所共同代表

[k.kubo@jurists.co.jp](mailto:k.kubo@jurists.co.jp)

シンガポール事務所パートナー・共同代表。2007年から6年以上にわたる米国、インド、シンガポールでの実務経験を生かし、現在はシンガポールを拠点として、シンガポール、インド、パキスタン、ラオスを含むアジア新興国案件に携わる。



うの しんたろう  
宇野 伸太郎

西村あさひ法律事務所 弁護士

[s.uno@jurists.co.jp](mailto:s.uno@jurists.co.jp)

弁護士・ニューヨーク州弁護士・英国仲裁人協会フェロー。2009年以來5年以上に渡り、米国・シンガポール等の海外に駐在。東南アジアの訴訟・仲裁等の紛争対応を中心に携わる。



よしもと ともろう  
吉本 智郎

西村あさひ法律事務所 弁護士

[t.yoshimoto@jurists.co.jp](mailto:t.yoshimoto@jurists.co.jp)

2007年弁護士登録。2014年4月よりシンガポール事務所に赴任。M&A、国際商事案件一般、一般企業法務に加え、近時は、アジアの紛争案件も担当。

<sup>3</sup> インド準備銀行(RBI)による Circular No.16(4 Oct 2004)、Circular No.49(4 May 2010)。

<sup>4</sup> なお、RBIは、本年4月、その金融政策ステートメントにおいて、株式譲渡価格に関する本文のようなガイドラインを将来的に撤廃し、以後は同種取引は妥当な市場価格によるべきことを表明しました。正確な時期、「市場価格」の具体的内容などはまだ不明ではありますが、このステートメントは、日系企業を含む外国人投資家にとって驚きと喜びを持って迎えられており、朗報といえます。

<sup>5</sup> Provisions and Procedures for the Issuance of Registration Identity of Agents or Distributors of Goods and/or Services(Regulation of the Minister of Trade No.11/M-DAG/PER/3/2006 dated March 29,2006)

## インドネシア投資規制 新ネガティブリストの施行

執筆者: 町田憲昭

### 1. はじめに

インドネシアへの投資規制を定めた新たなネガティブリストが 2014 年 4 月 24 日に公布され、即日施行されました(「投資分野において閉鎖されている事業分野及び条件付で開放されている事業分野リストに関する大統領令 2014 年 39 号」)。今回の新ネガティブリストにより外資規制が緩和された事業分野がある一方で、外資規制が強化された分野もあります。

### 2. 新ネガティブリストの位置づけ

インドネシアにおいて、投資活動は原則としていずれの事業分野に対しても行うことができるとされており、例外的に外国からの投資が認められていない事業分野及び外国からの投資が条件付きで認められる事業分野について、大統領令において明示的に定めることとされています(2007 年投資法第 12 条第 1 項及び第 4 項)。かかる投資法の規定に基づいて、外国からの投資が認められていない事業分野及び外国からの投資が条件付きで認められる事業分野をリスト形式で定めたものが、いわゆるネガティブリストであり、直近では大統領令 2010 年第 36 号により定められていました。そして、2010 年のネガティブリスト制定から 4 年が経過して、今回の新ネガティブリストが施行されることとなりました。

### 3. 新ネガティブリストの構成

新ネガティブリストは、外国からの投資が条件付で認められる事業分野を列挙しています(第 2 条及び添付 II)。ここで付される条件としては、(a)零細中小企業・協同組合のために留保される分野、(b)パートナーシップによることが条件付けられている分野、(c)外資による出資比率に条件が付けられている分野、(d)立地に関する条件が付されている分野等があります。これらの条件の中でも(c)外資による出資比率に関する条件は、外国企業による投資に対する影響が大きく、重要なポイントとなります。

また、新ネガティブリストの施行前に承認を受けた投資については、新ネガティブリストの内容がより有利なものでない限り、引き続き従前のネガティブリストが適用される旨が規定されています(第 9 条。いわゆるグランドファーザールール)。

### 4. 新ネガティブリストの規定内容

#### (1) ディストリビューターに関する規制

新ネガティブリストにおいて、従来、外資 100%による投資が可能であった(外資 100%の会社として設立可能であった。)  
「ディストリビューター」業について外資出資比率の上限が 33%とされています。新ネガティブリスト上、「ディストリビューター」の定義は定められていませんが、卸売業が広く含まれるものと考えられます。

従来、自社製品をインドネシアに輸出し、インドネシア国内での販売はインドネシア資本の販売代理店に行わせていた外資系製造業企業が、最近のインドネシア国内市場の拡大を踏まえて、自社の販売会社をインドネシアに設立する事例が増加しているといわれていました。この傾向に対して、事業機会を奪われることを恐れたインドネシアの業界団体等からの要望を受け入れる形で、今回のディストリビューターに関する外資規制が導入されたものと考えられています。

他方で、いわゆるグランドファーザールールにより、新ネガティブリストの施行前に投資に関する承認を受けた既存のディストリビューターは、原則として従前の外資出資比率を維持できるものと思われます。

また、製品等の輸入を事業目的とする輸入会社(Importer)については、引き続き外資 100%での出資が可能と考えられており、想定される事業内容によっては輸入会社の設立を検討する日系企業も増えてくるものと予想されます。

## (2) その他の規制

ディストリビューターと同様に従来は外資に開放されていた倉庫業及び冷蔵保管業に関する外資出資比率の上限が新たに 33%とされています(冷蔵保管業については、一部地域において 67%までの出資が認められています。)。また、映画宣伝広告業について、原則として外資による投資は認められていませんが、アセアン加盟国からの投資については最高 51%までの出資が認められることとなりました。日本企業もこのアセアン加盟国からの投資に関する措置を利用できる可能性があると考えられます。



【ジャワ島の世界遺産ボロブドゥール遺跡】



まちだ のりあき  
町田 憲昭

西村あさひ法律事務所 弁護士

[n\\_machida@jurists.co.jp](mailto:n_machida@jurists.co.jp)

インドネシアを中心とする東南アジア案件を手がける。現地駐在経験に基づき、新規進出、現地企業との合併、現地企業の買収、現地進出後の法務問題等に関してアドバイスを行う。その他一般企業法務、国内外の M&A、海外進出案件等を担当。



## 書籍・論文情報

- ◆ 西村高等法務研究所叢書(8) アジア進出企業の法務 – M&A 法制を中心として  
執筆: 小口光、久保光太郎、福沢美穂子、孫櫻情、吉本祐介  
詳細: [http://www.jurists.co.jp/ja/publication/book/article\\_13819.html](http://www.jurists.co.jp/ja/publication/book/article_13819.html)
  
- ◆ 撤退を見すえたインドへの戦略的進出～新会社法で変わる倒産制度～  
執筆: 久保光太郎、桑形直邦  
掲載誌: ビジネス法務 2014 年 7 月号
  
- ◆ アジア子会社と事業再生・撤退  
執筆: 松嶋英機、柴原多、久保光太郎、張翠萍、佐藤正孝  
掲載誌: 季刊事業再生と債権管理 No.144
  
- ◆ 米国 FCPA と中国・亜細亜各国を中心とする贈収賄の実情と対策  
執筆: 木目田裕、森本大介、野村高志、吉本祐介  
掲載誌: 経営法友会リポート No.482
  
- ◆ マレーシア点描「マレーシア憲法の概要」  
執筆: 小山晋資  
掲載誌: ASEAN 経済通信第 270 号

## 当事務所のアジアネットワーク



東京事務所：  
Tel: 03-5562-8500  
E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp)

バンコク事務所：  
Tel: +66-2-168-8228  
E-mail: [info\\_bangkok@juristsoverseas.com](mailto:info_bangkok@juristsoverseas.com)

ハノイ事務所：  
Tel: +84-4-3946-0870  
E-mail: [info\\_hanoi@juristsoverseas.com](mailto:info_hanoi@juristsoverseas.com)

ホーチミン事務所：  
Tel: +84-8-3821-4432  
E-mail: [info\\_hcmc@juristsoverseas.com](mailto:info_hcmc@juristsoverseas.com)

シンガポール事務所：  
Tel: +65-6922-7670  
E-mail: [singapore@juristsoverseas.com](mailto:singapore@juristsoverseas.com)

ヤンゴン事務所：  
Tel: +95-1-255070  
E-mail: [info\\_yangon@juristsoverseas.com](mailto:info_yangon@juristsoverseas.com)

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

西村あさひ法律事務所では、アジア・中国・ビジネス・タックス・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。